

## VII 企業組織再編に係る取扱い

当取引所では、組織再編行為等の実施が申請会社の上場申請の妨げとなることなく、かつ、より申請会社の実態に近い財政状態及び経営成績に基づいた審査を実施できるようにするとともに、投資判断上重要な事項の開示が十分に行われるようにするため、新規上場申請に係る提出書類や形式要件の審査に関して必要な事項を定めています。

以下に、組織再編行為等の実施により通常とは異なる取扱いを行う項目について、解説します。

### <用語の定義>

本章で用いる用語の定義は以下のとおりです。

#### (1) 組織再編行為等（規則第2条③(16)の2）

合併、株式交換、株式移転、株式交付、子会社化若しくは非子会社化、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡(申請会社が外国会社である場合には、これらに相当する行為を含みます。)をいいます。

なお、申請会社には、新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含みます（以下本章において同じ。）。

#### (2) 組織再編対象会社等（規則第2条③(16)の2）

申請会社による組織再編行為等の対象となる会社又は事業をいいます。

#### (3) 組織再編主体会社等（規則第2条③(16)の2）

組織再編対象会社等のうち、申請会社よりも規模の大きいものをいいます（複数ある場合には、そのうち最も規模が大きいものをいいます。）。ただし、申請会社が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、最も規模が大きいものをいいます。

なお、「規模」の大小は、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定します。

#### (4) 組織再編に重要な影響を与える会社等（規則第2条③(16)の3）

組織再編対象会社等のうち、その規模が申請会社の規模の過半となるものをいいます。ただし、申請会社が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、その規模が組織再編主体会社等の規模の過半となるものをいいます。

なお、「規模」の大小は、(3)と同様に、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定します。

## 1 組織再編行為等を実施した場合の提出書類

申請会社が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後において組織再編行為等を行っている場合には、下表のとおり、組織再編対象会社等の規模・属性に応じて、財務情報及び監査意見等を提出する必要があります。ただし、申請会社とその子会社又は申請会社の子会社間で組織再編行為等を実施している場合（例えば、申請会社と子会社が合併を行っている場合等）は、下表の提出書類は不要です。

なお、これらの財務情報及び監査意見等は、上場承認日に当取引所のウェブサイトにおいて公衆縦覧を行います。（規則第224条③）

必要となる書類 組織再編対象 会社等の規模・属性		財務情報 (規則第204条①(11))	監査意見等 (規則第209条(1)(2))
組織再編主体 会社等となる 場合	会社の場合	対象期間(注1)に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等	要(注2)
	事業の場合	「部門財務情報の作成基準」に従って作成した対象期間(注1)における財務計算に関する書類	要(注3)
組織再編に重要な影響を与える 会社等となる場合		対象期間(注1)における財務情報の概要について記載した書類	不要

(注1) 対象期間とは、基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間をいいます。

(注2) 法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書をいいます。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める組織再編主体会社の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面をいうものとします。

(注3) 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書をいいます。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面をいうものとします。

## 2 組織再編行為等を実施した場合の形式要件の審査上の取扱い

申請会社が基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後に実施した組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除きます。以下この2において同じ。）において、組織再編主体会社等が存在する場合には、形式要件の審査は、原則として、以下のとおり行うこととします。

組織再編行為等の時期	直前々期	直前期 (基準事業年度)	申請期
「事業継続年数」	組織再編主体会社等における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとします。(規則第212条③(2))		
「利益の額」	組織再編主体会社等の利益の額又はこれに相当する額について審査対象とします。(規則第212条⑤(6))(注1)		
「売上高」	—	組織再編主体会社等の売上高又はこれに相当する額について審査対象とします。(規則第226条⑤(4))(注1)	
「純資産の額」	—	組織再編主体会社等の純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とします。(規則第212条④(1)、規則第212条④(6))(注2)	
「虚偽記載又は不適正意見等」	審査対象期間のうち組織再編行為等を行う前の期間については、組織再編主体会社等の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とします。(規則第212条⑥(3))		

(注1) 申請会社が持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除き、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限ります。）には、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類を提出する場合、当該書類に基づいて利益の額及び売上高を算定することもできます。当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとします。

(注2) 直近の「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書に記載された直前中間会計期間の末日又は「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日以後に、組織再編行為等が行われている場合に限ります。

## 《組織再編行為等に関するQ&A》

**Q1**：組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等とはいつ時点のものでしょうか。また、直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等のうち、一項目でも申請会社の規模の過半となる場合には、「組織再編に重要な影響を与える会社等」に該当することとなりますか。

**A1**：「組織再編主体会社等」及び「組織再編に重要な影響を与える会社等」いずれにおいても、直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等は、原則として、組織再編行為等が行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る組織再編対象会社等又は新規上場申請者の連結財務諸表（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とします。）にて影響度の判定を行います。なお、中間決算を実施している場合は、直近の中間決算にて判定することも可能ですので、その場合は個別にご相談ください。

また、原則として、直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等のうち、一項目でも規模の過半となる場合には、「組織再編に重要な影響を与える会社等」に該当します。ただし、その他の項目の大小関係など個別の状況も勘案のうえで財務情報に関する書類の提出を不要とすることもありますので、書類の提出が困難な場合には取引所への事前相談の活用もご検討ください。

**Q2**：組織再編行為等を行った場合、Iの部に参考情報として組織再編行為等の影響を踏まえた主要な経営指標の推移を記載する必要がありますか。

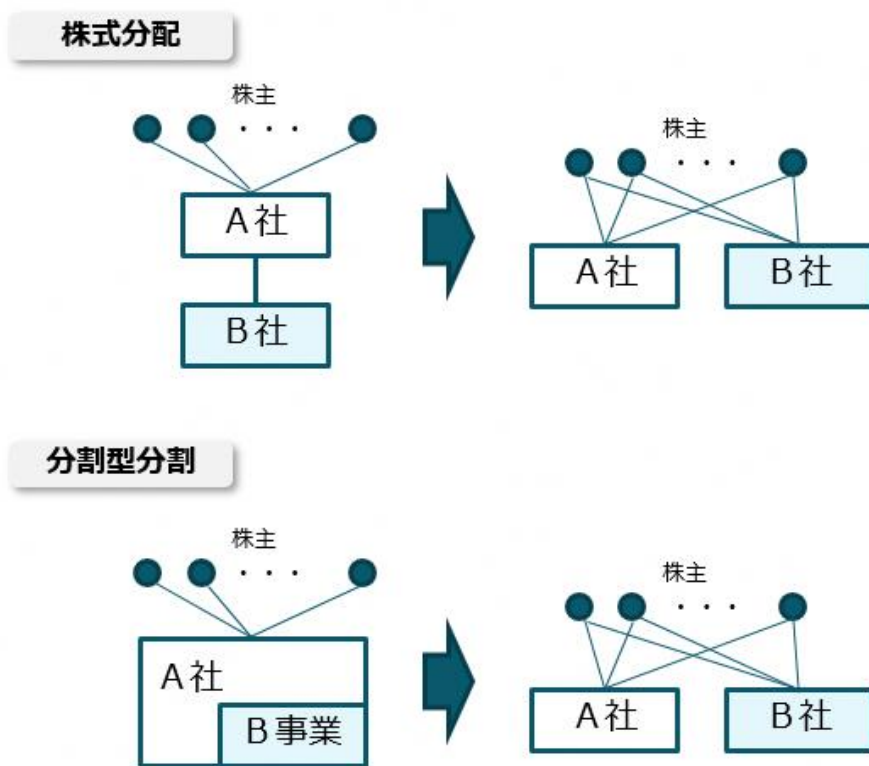
**A2**：例えば結合財務情報の提出が不要な場合においても、組織再編主体会社等の財務情報だけでは申請会社の過年度の業績推移の実態を適切に表すことが難しい場合、Iの部に参考情報として、組織再編行為等の影響を踏まえた主要な経営指標の推移を記載するなどの方法で開示を充実することも考えられます。なお、このような任意の開示に対して監査は求めていません。

### 3 スピンオフ IPO について

当取引所には、スピンオフ（企業が、子会社又は自社内の特定の事業部門を切り出し、独立した会社の株式を元の企業の株主に交付する手法をいいます。）の直後に、当該スピンオフにより独立した会社が上場すること（以下、「スピンオフ IPO」といいます。）も可能です。

このQ&Aは、スピンオフ IPO を行おうとする場合における新規上場申請に係る提出書類、形式要件の審査、上場審査等に関して、具体的な取扱いを記載したものです。

なお、以下では、子会社を切り出すスピンオフを「株式分配」、自社内の特定の事業部門を切り出すスピンオフを「分割型分割」といいます。



また、スピンオフについての詳細は、経済産業省『「スピンオフ」の活用に関する手引』もご参照ください。

([https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/saihenzeisei.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/saihenzeisei.html))

#### 《スピンオフ IPO に関するQ&A》

**Q1**：分割型分割を実施する前に、新規上場申請を行うことはできますか。

**A1**：分割型分割の実施前の時点では、スピンオフにより独立する会社（新規上場を行う会社）は未だ設立されていませんが、スピンオフ元の企業が上場会社であれば、当該上場会社がスピンオフにより独立する会社に代わって新規上場申請を行うことが可能です。

その場合には、当該上場会社が、新規上場申請に係る提出書類の提出、上場審査への対応等を行うものとします。なお、新規上場申請日において提出できない書類のうち、当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものについては、提出できることとなった後直ちに提出すれば足りるものとします。(規則第 201 条②③、規程第 210 条④)

**Q2**：株主総会においてスピノフの実施を決議する前に、上場審査を行うことはできますか。

**A2**：株主総会におけるスピノフの実施決議後にすみやかに上場するため、株主総会決議前に上場審査を行うことは可能です。その場合には、決議前にその時点で確認できる事項についてひととおり審査を行い、決議後から上場承認日までの間で、その後の変化（業績の進捗や体制の変更等）を中心に追加的な審査を行うことが想定されます。なお、分割型分割の場合は株主総会での決議前に新規上場申請ができませんので（規程第 201 条②）、予備申請を活用いただくことになります。

いずれの場合においても、新規上場申請に先立ち、当取引所への事前相談を承っていますので、その活用もご検討ください。

**Q3**：スピノフ実施日にスピノフにより独立する会社が新規上場することも可能ですか。

**A3**：予め当取引所の上場審査を受け、上場承認が行われていれば可能です。

**Q4**：新規上場申請に係る提出書類として必要な財務情報及び監査意見等について教えてください。

**A4**：株式分配を実施する場合には、一般的な IPO と同様に、スピノフにより独立する会社の直近 2 事業年度分の財務諸表等を作成し、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査を受ける必要があります。

分割型分割を実施する場合には、スピノフの対象となる事業が組織再編主体会社等になるものと考えられ、「1 組織再編行為等を実施した場合の提出書類」（146 ページ）に記載のとおり、基準事業年度の末日から起算して 2 年前の日より後からスピノフを行うまでの期間における財務計算に関する書類を、「部門財務情報の作成基準」に従って作成し、監査意見等を添付する必要があります（加えて、新規上場までに分割型分割が実施される場合においては、実施後の期間における財務諸表等を作成し、監査を受ける必要があります。）。

**Q5**：形式要件の審査の取扱いについて教えてください。

**A5**：株式分配を実施する場合には、一般的な IPO と同様に、スピノフにより独立する会社を対象に形式要件の審査が行われます。

分割型分割を実施する場合には、スピノフの対象となる事業が組織再編主体会社等になるものと考えられ、「2 組織再編行為等を実施した場合の形式要件の審査上の

取扱い」(147 ページ)に記載のとおり、一般的な IPO とは異なる取扱いが適用されます。

**Q6** : 分割型分割の実施と同時に新規上場を予定しており、上場審査の時点では取締役会や監査役会等の開催実績、内部管理部門の運用実績がありませんが、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性についてはどのように審査が行われますか。

**A6** : 分割型分割の実施前に上場審査を行う場合、上場審査の時点では申請会社としての取締役会や監査役会等の開催実績、内部管理部門の運用実績が十分でないことが考えられますが、それだけをもってコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性を否定することはありません。そのような場合には、実質的に新設となる独立する会社を想定した準備の状況が十分か、スピノフ元の企業等の体制が独立する会社に十分に引き継がれているのかを確認することで、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性を確認します。

まず、コーポレート・ガバナンスの有効性の確認にあたっては、例えば、分割型分割の実施を社内で事実上決定した後速やかに、独立する会社を想定した取締役会や監査役会に準じた会議体を設置し、当該会議体による統制の運用状況を確認することが考えられます。このとき、独立する会社を想定した役員構成も重要なポイントとなりますが、全員がスピノフ元企業等の役員経験者である必要はなく、スピノフ元企業等での業務経験も踏まえて総合的に判断することとなります。ただし、想定している役員が多くがスピノフ元の企業の役員以外の人物であったり、他社から招聘した人物であったりする場合には、そのような状況であっても、適切な職務の執行を確保するための体制が整備、運用されている状況にあると考える理由等について、慎重に確認を行います。

内部管理体制の有効性の確認にあっても、スピノフ元企業等における体制が適切に引き継がれているかがポイントとなります。特に会計組織については情報の集約、集計等の体制が維持されていることが重要です。なかでも、人員については独立する会社において経理など専門性の高い業務の担当者が未経験者ばかりという状況は現実的ではないため、スピノフ元企業等からどのような経験者が引き継がれていくことになるのか等を審査において確認することとなります。

**Q7** : スピノフ実施日にスピノフにより独立する会社が新規上場する場合に、上場日初日の最初の特別気配表示(板中心値段)はどのように決定されますか。

**A7** : 新規上場に際して公募又は売出しを実施する場合には、当該公募又は売出しの価格により決定します。また、公募又は売出しを実施しない場合(いわゆるダイレクトリスティングを行う場合)には、上場日1週間前までに提出が求められる流通参考値段により決定します(詳細は141ページをご参照ください)。